

栃木市市民会議 会議要旨

会議名：自治基本条例部会

日時：平成30年10月17日（水） 午後7時から午後8時50分

会場：市役所 301会議室

出席者数：15名 事務局：3名

1 開会

2 あいさつ（児玉部会長）

今年度は、条文について比較検討していきたい。細かな文言ではなく、大きな視点から条例の特徴や内容についてご意見をいただきたい。

3 議事

（1）他市の自治基本条例との内容比較・意見交換

《第1章 総則について、事務局より説明》

意見なし

《第2章 自治の基本理念について、事務局より説明》

委員： 全体的に、栃木市以外の市は比較表で見ると空欄が多い。これは市民に伝えるため分かりやすくしているからだと思う。

部会長： 栃木市の条文は、細かく丁寧に書かれている印象がある。「自治」とは何かを丁寧に伝えるために、文字量が多くなっているのかもしれない。逆に、文字が多くて、分かりにくいと感じる人もいるかもしれない。

《第3章 自治の基本原則について、事務局より説明》

委員： 原則で定めるのと、理念で定めるのと、どのような違いがあるのか。理念は方向性を示していて、原則は行為を縛るようなものだと解釈しているがどうか。

部会長： そのように理解している。理念はビジョンであって、目指すべきものであり、原則はまちづくりを進める中のルールが謳われていると考えている。

委員： つまり、栃木市は他市に比べ市民に対しての縛りが強いということか。

部会長： 主語が、市民や市になるので、条文によって違ってくると思う。

委員： 自然との共生の原則があるという背景は。

事務局： 合併後、まちづくり計画を作る際に、栃木市の豊かな自然について盛り込まれていることもあって、このような原則が盛り込まれたのかなと思う。

部会長： 自然との共生については特徴的な原則であるが、まちづくりには人と人、人と自然が絡み合っていくものだという考えもあるのかなと思う。

委員： 自然との共生には、動物も含めるのか。獣害も受け入れろという事か。

部会長： この条文があるから、被害を受け入れろという事ではないと思う。ここでは、自然の保護ではなく、共生を謳っている。

委員： 渡良瀬遊水地がラムサール条約に登録されるかどうかという時期だったので、こういった条文を入れたのではないかと思う。

部会長： 渡良瀬遊水地も、自然環境の保護だけではなく、利活用についても謳っている。

《第4章 市民について、事務局より説明》

委員： 栃木市第14条の地域自治の「地域」について、主体が曖昧である。「地域住民」「地域団体」など、主体を明らかにしたほうが良いのではないか。

部会長： 栃木市は、合併前の旧市町単位で地域協議会があった。それを指して「地域自治」と言っているが、確かに「地域」とは、空間を表すものであって、主体ではないので、違和感があるのだと思う。

委員： 自治会の役割は大きいため、条文に自治会と入れた方が良いと思う。

部会長： 確かに栃木市の条文には、自治会や地域団体についての規定はない。検討しても良いかもしれない。

委員： 神奈川県の大和市の条例に「地域コミュニティ」についての条文がある。ここには、地域コミュニティの定義や位置付けも謳っている。「地域自治」をつかうのであれば、詳しく定めてもいいのではないか。
また、青少年や子どもに関することだが、大和市は住民投票を16歳以上としている。

事務局： 大和市が16歳以上した背景は、義務教育を終え、社会人として働くこともできる年齢であるからとのこと。

委員： 栃木市は、自治会と明記していないが、自治会のみならず、全てのまちづくり団体を含めたものに対する条文と考えることもできる。

委員： 市民の権利で「安全で安心して生活を営む権利」とある。例えばごみ屋敷など、周りに迷惑をかけても自分が良ければそれでいいという事か。

部会長： 周辺の人達の安全安心な生活を奪っているのであれば、対策が必要になる。

委員： 不法投棄についても、ドライブレコーダーを活用する等、市民と協力して監視を続ける対策を考えてほしい。

部会長： 条例は抽象的であるが、このように具体的な例を挙げていただくと問題が明らかになり、条例のある意味を考えやすくなる。

委員： 第15条（交流）が謳われた経緯は。

事務局： 逐条解説によれば、市外の人々との交流を通じた経験は、まちづくりにとって貴重な財産であるため、この条文を定めている。

《第5章 議会について、事務局より説明》

委員： 議会を傍聴すると、勉強になる。市民がもっと傍聴に参加するといいい。

《第6章 執行機関について、事務局より説明》

委員： 「執行」と「運営」の表現についてどちらがふさわしいのか。

部会長： 「執行」は決まっていることを実行する、「運営」はマネージメントもするというニュアンスもあるので、捉え方は様々である。

4 その他

事務局より、次回の自治基本条例部会について案内

5 閉会